

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 12 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産カエルのエンロフロキサシン及びフラゾリドン)

標記については、令和 4 年 12 月 1 日付け薬生食輸発 1201 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、行政検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、ベトナム産カエル及びその加工品(簡易な加工に限る。)について、エンロフロキサシン及びフラゾリドンに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 5 年 1 月 11 日現在のエンロフロキサシン及びフラゾリドンに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会

一般財団法人 東京顕微鏡院